

令和3年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託

プロポーザル募集について

1 背景・目的

川崎市では、木材利用が地球温暖化防止、国土の保全、森林再生等に寄与することから、平成26年に「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定するなど、国産木材の利用促進に取り組んでおります。

平成31年度から、森林整備・林業に関する人材育成、木材利用・普及啓発に活用すべく森林環境譲与税の譲与が開始され、木材の消費地として積極的に国産木材を利用することが求められています。また、木材利用の促進を図るためには、市民が木に触れ、その良さを知る機会を増やすことが重要だと考えられます。

こうしたことから、一般市民や市内企業が利用する公共施設の一部において、内装や家具等の木質化リノベーションを実施することにより、リノベーションを通じて施設が抱える課題の解決や利便性の向上と併せ、市民が木に触れる機会創出を図ります。

より良い木空間を実現するため、技術・ノウハウを有する事業者を、公募型プロポーザル方式にて募集します。

2 委託業務概要

- (1) 件名 令和3年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月15日まで（令和3年度契約）
- (3) 予定経費 約9,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、提案対象の規模の上限を示すものです。

- (4) 契約方法 本プロポーザルにおいて選定された事業者と随意契約を締結することを予定しています。
- (5) 業務内容 本事業の背景・目的を踏まえ、次の業務を行って下さい。

ア NANOBIICにおける木質化リノベーションの実施

○広く市民への木の効果の普及等を図るため、NANOBIIC（川崎市幸区新川崎7-7）1階アメニティ兼広報スペースを中心に、主に国産木材を使用して木質化リノベーションを行います。

○次の点に留意して行って下さい。

《木質化の考え方について》

- ・以下の施設管理者が抱える諸課題や意向に対し、木材利用を通じて解決に繋がる提案を行うこと。

「R&D施設に木材を利用しているというギャップを来訪者に与えることで、当該施設の印象を強く抱かせ、知名度向上につなげたい」

「現状無機質で殺風景な空間となっているため、木材の温かみを取り入れ、入居者（研究者）の憩いの場を提供し、研究開発が促進されるようなバックアップを行いたい」

「入居者、来訪者がここに集うことでオープンイノベーションが産み出されるような土壌を形成したい」

- ・多くの来場者の目に触れる場所であることを踏まえ、来場者が変化を実感できるような提案を行うこと。
- ・1階のアメニティ兼広報スペースを中心に木質化することとする。併せてその他階段等共有スペース等の提案も可とする。（別紙 任意提案範囲参照）
- ・床材にも木材やカーペットを利用するなど、施工箇所と施工箇所外との空間の調和（バランス）を図ること等、空間デザイン的な視点に立って、提案を行うこと。
- ・利用者に木の温もりが感じられる設えとすること。

- ・提案書は、施工後の雰囲気や、調和が図られていることがわかるよう、現在の施工箇所の写真やイメージに、改修後のイメージを合成させたものを提出すること（施工箇所と施工箇所外との調和がわかるような内容を含むこと）。

※正面エントランスから、研究室までの動線の幅員は、現状の廊下幅を目安に動線に支障が無い仕様とすること。

※打合せをするスペースと、気軽に飲食やコミュニケーションが図れるスペースを設けること。打合せスペースについては、互いの目線に配慮するなど、プライバシーを意識した設えとすること。

- ・正面エントランス外にある案内盤について、以下の条件を踏まえ木質化改修に併せて提案することとする。

※既存の案内板の土台については活用できるものとする。

※案内板のイメージは、新川崎・創造のもり全体が俯瞰でき、かつ現在位置であ

る NANOBIC の場所がわかりやすいこと。

- ・天井は吊り天井となっており、更なる荷重を想定していないことから、施工範囲外とする。

《現状の什器について》

- ・什器の木質化において、既存什器の木質化又は新規入替のいずれでも可能とするが、全体として調和のとれたものとする。
- ・リノベーションにより不要となる什器は、施設所管課職員の指示する場所に移動すること（処分は不要）。

《施工条件について》

- ・添付図面のとおりに、避難口等の出入口は常時通行可能とすること。
- ・窓面のロールスクリーン等既存設備の稼働に支障がない施工とすること。
- ・床や壁へアンカー打設など、振動を伴う工事をする場合は、監督員と施工箇所や日時をよく調整すること。
- ・工事等は、原則土・日・祝、8:00-17:00 に行うこと。（ただし、提案の内容によっては、監督員と調整し、工事エリアを区切るなど、施設の運営に支障がないことを認められた場合、この限りではない。）

- 事業内容等については、選定後、施設所管課職員等へのヒアリング等及び監督員との協議を行い、決定します。

イ 報告書作成

- 本事業の実施内容を報告書としてとりまとめて下さい。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、監督員は受託者に修正等適切な対応を求めることができます。

3 参加資格

受託を希望する事業者は、本事業の目的に沿った事業提案及び業務を適切、公平、中立かつ効率的に実施できるものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者であること。
- (2) 本委託業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の達成及び事業計画の遂行に必要な人員及び組織を有していること。
- (3) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの
 - イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中であるもの
 - ウ 直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税・地方法人特別税、法人住民税、固定資産税を滞納しているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
 - オ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制化にある団体

- キ 代表者が成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
 - ク 代表者が禁固以上の刑に処せられ、執行終了日または執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ケ その他資格審査において不相当であると市長が認めるもの
- (5) 本市と円滑に連絡調整できる地域に本社または事務所等があること。

4 応募方法・提出書類

申請書等を漏れなく記入し、必要書類を添えて、持参にて提出してください（郵送、FAX、電子メール等不可）。申請書等の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000115906.html>

- (1) 提案の募集期間及び受付時間

令和3年7月26日（月）～令和3年9月10日（金）（土・日・祝日を除く）

8時30分～12時及び13時～17時15分

- (2) 提出書類

No.	名 称	様 式
1	応募申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社等の概要	様式3
4	配置予定人員	様式4
5	業務提案書	様式5
6	見積書（明細書を含む）	—
7	定款 ※最新のもの	—
8	法人概要・業務実績等がわかるもの（パンフレットなど）	—
9	その他市長が必要と認める書類	—

- (3) 提出部数 正本1部、電子データ（CD-R若しくはDVD-R）

- (4) 提出場所 川崎市まちづくり局総務部企画課



川崎市まちづくり局
総務部企画課
【住所】
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル8階

(5) 留意事項

- ア 提出書類(正本1部、電子データ)は、A4判縦型フラットファイルに綴じて(折込可)提出してください。
- イ ファイルの表紙及び背表紙には、提案事業名及び団体名を記載してください。
- ウ 提出書類には「4(2)提出書類」のNo.をインデックスとして付けてください。
- エ 電子データは以下の点に留意して、提出してください。
- ・CD-R若しくはDVD-Rに格納してください。
 - ・ディスクの表面若しくはケースに提案事業名及び団体名を記載してください。
 - ・ファイルは「4(2)提出書類」毎にPDFにしてください。
 - ・ファイル名称は以下の通りとしてください。
 <提案者名>_<No.>_<名称>.pdf
 例 川崎市役所_1_応募申請書.pdf
- オ 応募に要した経費等については、本市は一切負担いたしません。また、提出書類は返却いたしません。
- カ 提出書類の差し替え及び再提出は、提出期間終了後は一切受け付けません。
- キ 提出書類は、川崎市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- ク 応募申請書の提出後に辞退する場合は、応募辞退届(様式6)を「4(4)提出場所」に持参してください。
- ケ 以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。
- (ア) 提出書類の提出場所、提出期間、提出方法等が守られなかったとき。
- (イ) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

5 応募に関する質問・回答

- (1) この募集に関する質問がある場合は、質問書（様式7）に記入の上、まちづくり局総務部企画課まで提出してください。
（メール可、送付先は「8 募集に関する問い合わせ先」まで）
- (2) 質問受付期間
令和3年7月26日（月）～令和3年8月10日（火）
8時30分～12時及び13時～17時15分
- (3) 質問に対する回答
質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。

6 受託候補者の選定方法

募集終了後、提出された書類に基づき、次の評価項目について、妥当性、実現性、事業効果などを総合的に審査するため、審査会を開催（9月下旬～10月上旬頃を予定）し、受託候補者を選定します。審査会においては、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答（1件あたり15～20分程度）を実施する予定です。なお、審査の結果、選定された事業者については、選定結果通知書（様式9）にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。

【評価項目】

- (1) 参加資格
- (2) 見積金額
- (3) 配置人員（執行体制・役割など）
- (4) 業務に関する提案

7 その他

- (1) 市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、本業務委託の協力企業等は、市内企業の採用に努めてください。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

8 募集に関する問い合わせ先

川崎市まちづくり局総務部企画課

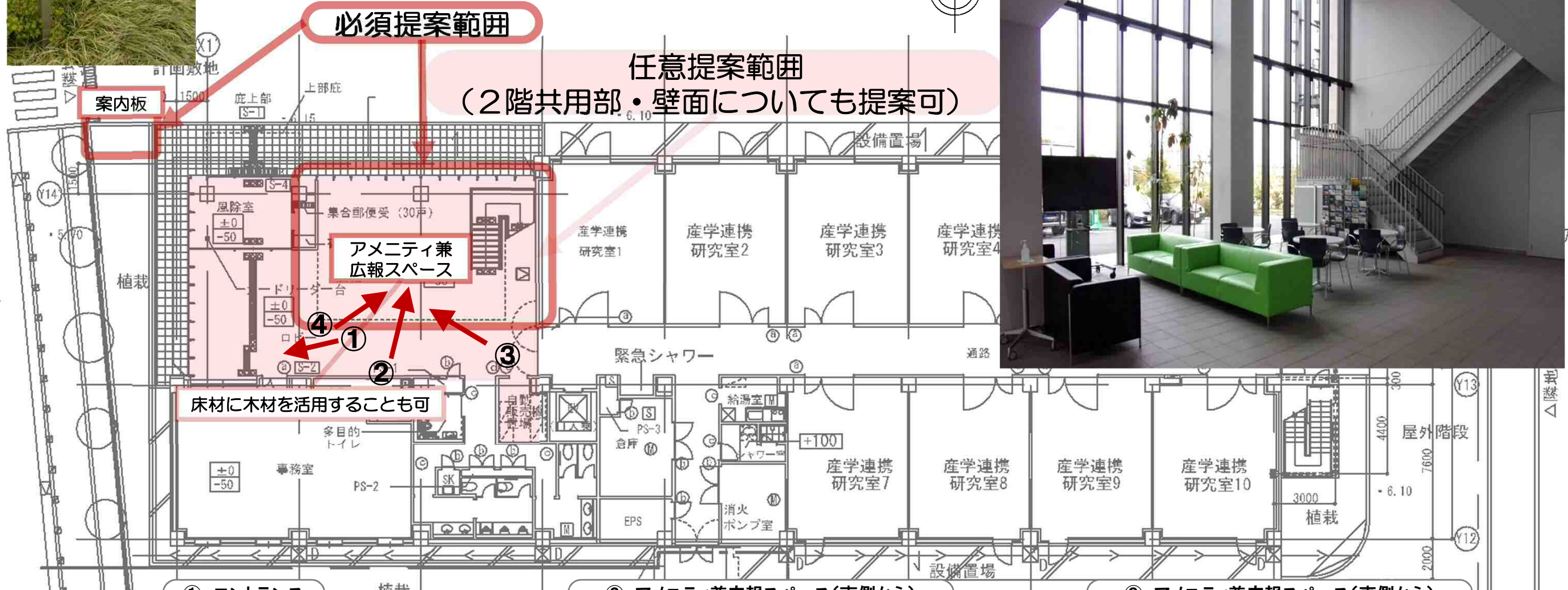
（川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階）

電話 044（200）2703

FAX 044（200）3967

E-mail 50kikaku@city.kawasaki.jp

⑤ 案内板



① エントランス



② アメニティ兼広報スペース(南側から)



③ アメニティ兼広報スペース(東側から)



④ アメニティ兼広報スペース(西側から)

